

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

初めは、東京都専修学校各種学校協会の皆様でいらっしゃいます。

(公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 こんにちは。専修学校各種学校協会、多会長をはじめとする皆様方にお越し頂いております。日頃よりいろいろとご協力賜っております。

技術革新がどんどん進展し、また産業構造がこれまで日進月歩で大きく変わっているという状況にあって、皆様方には、次の世代を担う人材の育成に向けて、質の高い職業教育の推進、そして教育環境の充実にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。そういう中で、現場でどういうことが起こって、これからニーズはどういったところにあるのかなどなどお聞かせいただければと思っております。皆様のご意見、ご要望、よろしくお願い申し上げます。

○公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（多会長） ありがとうございます。

改めまして、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会会長、多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和8年度東京都予算編成に係る当協会からの要望につきまして説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、専修学校各種学校の振興に向けて多大なるお力を賜っておりますことに、重ねて深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昭和50年に行われました学校教育法の一部改正によりまして、専修学校制度が制定されて以来、今年で50周年を迎えました。そのような中で、これまで専修学校におきましては、一貫して先進性の高い職業教育を進め、産業界の振興に貢献をしてまいりました。

一方で、先ほど知事からもお話がありましたとおり、近年におきましては、急速な社会変革ということもございまして、持続可能な地域社会を構築していくために、多様な専門職業人材の育成が急務であるというふうに考えているところでございます。加えて、生産年齢人口の減少に歯止めがかかるないという中で、優秀な外国人を受け入れ、また育成し、社会へと接続していくということも必要不可欠でございます。こうした時代の変遷、また取り巻く環境の変化、さらには、改正私立学校法や改正学校教育法などの趣旨も踏まえまして、専修学校各種学校におきましては、教育の質保証・向上と学校運営の健全化に取り組んでいくことが極めて肝要であるというふうに考えているところでございます。

これらを具現化してまいりますために、具体的な要望といたしまして、お手元の要望書にございますとおり、2ページ目にも記してございますが、4点に的を絞って要望をさせて

いただきたいというふうに考えております。

基本的な構成につきましては、昨年の要望をベースとしているわけでございますが、今回は、改正学校教育法の概要を踏まえました東京都における学校評価の実施に向けて、私立専修学校専門課程教育振興への支援を要望として掲げましたので、そこに視点を置いて説明をさせていただければというふうに考えております。

この50年、先人の皆様のご尽力によりまして、専門学校では様々な制度改革が進みました。また、それぞれの学校の尽力によりまして、教育の質は間違なく向上してきております。一方で、これ平成26年7月に公表されました教育再生実行会議の第五次提言の中におきましては、専門学校は、教育の質が制度上、担保されておらず、必ずしも適切な社会的評価が得られていないと指摘されて以降、10年以上が経過しているわけですが、この間において、専門学校そのものの社会的な信頼、評価が大きく向上したかといえば、必ずしもそこには至っていないというのが現状だと思っております。

こうした専門学校を取り巻く環境、大きな課題等の改善に向けて、職業、もしくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図るという専修学校の学校教育法上の目的に基づきまして、職業教育そのものにフォーカスをして、学習成果、また教育活動、あるいは学校運営等に対して外部の評価を受け、それを社会に公表していくということは極めて有効だというふうに思っております。

こうした中で、来年度から改正学校教育法が施行されるということになりますが、この中で教育の質を図るための措置として、努力義務化という形で第三者評価制度が導入されることになりますが、今後、認定制度におきましては、順次義務化されていくということになっております。こうしたことを踏まえまして、学校数、あるいは在校生数ともに47都道府県の中で群を抜いているこの東京都におきまして、全国に先駆けて教育の質保証・向上に向けた第三者評価の制度設計に着手する意義というものは極めて大きいというふうに確信をしているところでございます。

一方で、専門学校のリソース、いわゆる人・物・金につきましては決して盤石ではないということも言えます。今後予測されます専門学校を取り巻く厳しい経営環境を踏まえますれば、第三者評価への取組に係る経費負担であったり、あるいは受審環境の整備といったものに課題が多いということも事実でございます。加えて、本年6月には学校評価のガイドラインというのも改訂されましたので、東京都の専門学校として、教育の質保証を担保するための評価軸、あるいは評価者の育成等にも力を尽くしていかなければならないというふうに考えているところです。

こうしたことを踏まえまして、財政的な支援はもとより、第三者評価の義務化に向けた多様な支援につきまして、ぜひお力添えを賜ればというふうに考えているところでございます。

そのほかの要望につきましては、昨年の続いての要望ということになりますが、専修学校各種学校で学ぶ学生、生徒に対しまして学習環境を整備していくために、どれもが欠か

せない要望だというふうに考えております。大学全入と言われて久しい今日の中で、取りあえず大学へという風潮には流されない高等学校新卒者もおります。また、様々な経験を経て学び直しにチャレンジをする社会人もいます。自分らしい生き方、学び方を追求する高等専修学校への進学者もいます。勇気と希望を胸に海を渡ってきてくれる留学生も急増しております。こうした多様な学生、生徒の学びの充実に向けて、ぜひご理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

以上、今次要望につきまして、東京都から格別なるご支援、ご配慮を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、雑駁ではございますが、当協会からの要望説明とさせていただきます。ご清聴いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 4点、ここに掲載されております。私のほうから一言申し上げたいと思います。

私立の専修学校の高等課程、これは専門的な職業教育の場として重要な役割を担っておられ、また、障害のある子供たちの教育の一翼も担っておられます。また、私立専修学校の職業実践専門課程で行われております実践的な職業教育は、様々な分野の専門人材の育成に大きな役割を果たしておられると承知しております。専修学校における教育条件の維持、向上を図るため、引き続き都として適切に対応してまいりたいと考えております。

その他のご要望につきましては、生活文化局長からお答えをいたします。

○司会 古屋生活文化局長、お願いいたします。

○生活文化局長 古屋でございます。日頃から職業教育へのご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来のお話も含めまして、複数ご要望いただきおりまして、専門的な職業教育を行うための教育振興の補助のほか、教育環境整備への支援では、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。今後とも皆様と十分にコミュニケーションを図り、連携しながら、専修学校各種学校の振興、発展に向けた取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

○司会 ご要望についてお話しさせていただきましたが、いずれにしましても、これから来年度の予算が、編成が本格化いたします。その中で、ご要望につきまして、具体的に検討、そして精査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解を賜ればと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 退室)

○司会 続きまして、東京都町会連合会の皆様でいらっしゃいます。

(東京都町会連合会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、ヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 皆様、こんにちは。吉成会長をはじめとする町会連合会の皆様方にお越しいただいております。日頃よりの都政へのご理解、ご協力に対しまして、感謝申し上げたいと存じます。また、地域社会の屋台骨として、共助の精神の下で、防災、防犯、高齢者の見守り、環境などなど多方面にわたる活動を通じて、地域住民の安心で豊かな暮らしを支えていただいております。

今日は、社会もどんどんと移り変わっている中で、現場での様子について、皆様方のご意見、ご要望、伺わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京都町会連合会（吉成会長） 東京都町会連合会会長の吉成でございます。日頃より東京都町会連合会の活動にご理解とご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

東京都におかれましては、町会・自治会に対しまして手厚い支援をしていただいているところでございますが、東京都町長会連合会及び町会・自治会の活動実績を十分に評価していただき、要望事項に対して特段の配慮、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席者でございますが、自己紹介をさせていただきます。

○東京都町会連合会（秋間副会長） 副会長の八王子の秋間利久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都町会連合会（小林副会長） 副会長の渋谷区の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○東京都町会連合会（清原副会長） 同じく副会長、港区の清原元輔です。本日はよろしくお願いいたします。

○東京都町会連合会（諸留会計） 会計の文京区の諸留です。よろしくお願いします。

○東京都町会連合会（関口監事） 幹事の関口孟利です。よろしくどうぞ。

○東京都町会連合会（佐藤監事） 狛江市の佐藤と申します。よろしくお願いします。

○東京都町会連合会（吉成会長） それでは、具体的な要望を小林副会長より説明をお願いいたします。

○東京都町会連合会（小林副会長） 要望書の内容について、簡単にご説明をさせていただきます。

お手元の要望書をご覧いただきたいと思います。大項目の1番から7番まで、全9ページにわたって要望を記載してございます。東京都町会連合会では、1ページから2ページ

にかけて要望しております 1、町会・自治会及び連合会組織等への支援制度に関する要望について、特段のご支援をいただきたいと思います。

多くの町会で困っている重要な課題として、加入者の減少、加入率低下といったことがあります。町会・自治会活動の必要性や活動紹介の広報活動、加入促進のために催し、キャンペーンなどについて、全都的に取り組んでいただきたいなと思っております。

また、東京都町会連合会の組織強化のため、未加入の市区町村連合会の加入への取組及び東京都町会連合会の事務局機能へのサポートなど、東京都として、さらなるご支援をお願いしたいと思います。

さらに、地域の底力発展事業助成をはじめとした、町会・自治会へ既存の助成金については、今後も継続してお願いするとともに、町会・自治会デジタル化推進助成のように、さらなるご支援を検討してくださるようにお願い申し上げます。

その他、道路整備、交通対策についてなどの要望を挙げておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思います。以上で、よろしくお願ひいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 冒頭申し上げましたように、町会の皆さん、自治会の皆さんには、防犯、防災、高齢者の見守りなど、都民生活の安全や安心の確保、また魅力ある地域づくりに大きな役割を果たしてこられております。今年度も地域活動に対する助成事業におきまして、昨年度に比べて1.2倍のお申込みをいただくなど、それぞれの地域で多彩な取組が行われていると存じております。

また、今年度開始いたしました、先ほど会長が手に取っていただいた東京都かわら版でございますけれども、熱中症とか、はい、ありがとうございます。悪質商法の対策などについて、町会連合会の皆様方にご協力いただいて、都民にお知らせをしているところでございます。今後も地域の要あります町会・自治会の活動、活性化されますように支援をしてまいりたいと考えております。

その他ご要望が多々ございました。担当の局のほうからお伝えをさせていただきます。

○司会 古屋生活文化局長、お願いいたします。

○生活文化局長 古屋でございます。日頃から当局の事業をはじめ、都の施策全般にわたくて様々なご協力をいただいておりまして、改めて感謝申し上げます。

住民の皆様の交流につながる、お祭りや盆踊り、防災活動など、地域で多様な町会・自治会活動が行われていると承知しております。都としても町会・自治会による創意工夫のある取組などを支援していきたいと考えてございます。

また、今年度、新たに地域防災力向上のための防災備蓄倉庫の設置修繕や、電子回覧板の導入などのデジタル化支援などを行っているところでございます。こうした取組をさらに広げるための支援をご要望いただいておりますけれども、今後も各種助成等を通じて、町会・自治会の活動がより活性化するよう、しっかりとサポートをさせていただきたいと、

このように考えております。

○司会 今ご要望についてお話をさせていただきましたが、いずれにしましても、これから来年度の予算につきまして、都庁の中で具体的に、本格的に検討いたしますので、その中でこの多岐にわたるご要望につきましては、一つ一つ具体的に検討させていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解を賜ればと思います。

○東京都町会連合会 よろしくお願ひします。

○小池知事 よろしくお願ひします。

○司会 よろしゅうござりますか。

○東京都町会連合会 これでいいですか。じゃあ、今日はこれで。

○司会 はい。それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。

○東京都町会連合会 よろしくお願ひします。

○小池知事 はい。

○司会 本日は誠にありがとうございました。

(東京都町会連合会 退室)

○司会 続きまして、東京司法書士会の皆様でいらっしゃいます。

(東京司法書士会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願ひします。

○小池知事 千野会長をはじめとする東京司法書士会の皆様方、日頃よりのご協力、ご理解に対しまして、心から御礼を申し上げます。法律事務の専門家として、都民の権利の擁護、また自由で公正な社会の実現に向けてのご尽力いただいております。

今日は、現場の実態に精通する皆様方から直接ご意見、ご要望を伺う機会でございますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○司会 それでは、早速、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○東京司法書士会（千野会長） 東京司法書士会会长の千野でございます。本日は、このようなご要望の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

小池都知事におかれましては、常日頃より都政における委員や相談員への司法書士の任用、そして、昨年4月1日から開始された相続登記の申請義務化の周知、広報など、司法書士制度、また司法書士に関する諸制度に対し、深く、多大なるご理解をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

我々司法書士は、引き続き都民の暮らしや経済の安全・安定に寄与するために努力をしてまいりたいと考えております。

本日の要望事項については、副会長の菊地のほうからご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東京司法書士会（菊地副会長） それでは、東京司法書士会からの要望事項5点についてご説明いたします。

まず1点目は、戸籍や住民票などの郵送申請における手数料のキャッシュレス化の普及促進についてです。

郵送で戸籍謄本や住民票を請求する際には、現在多くの区市町村で定額小為替を同封する必要があり、これは都民にとっても、職務上請求によりこれらを取得する私たち司法書士にとっても、手間と費用のかかる手続となっています。現在、東京都内的一部の区市町村では手数料のキャッシュレス化が導入されていますが、都内でもその導入状況には大きな差が見られます。利用者の利便性向上と行政手続の効率化のためにも、令和8年度にはこのキャッシュレス化がさらに普及するよう、東京都から各区市町村への引き続きのご支援をお願いいたします。

2点目は、相続登記や住所氏名変更登記の申請義務化に関する周知と区市町村との協定締結への支援についてです。

令和6年4月1日から始まりました相続登記の申請義務化は、不動産の所有者を明確にし、所有者不明の土地や空き家の発生を防ぐ上で大変重要であると考えます。さらに、来年、令和8年4月1日からは不動産の所有者等が住所氏名が変更された際の住所氏名の変更登記の申請も義務化される予定であり、これにより不動産の登記上の所有者等の情報を常に正確に保つことが求められます。

しかし、これらについて、都民への周知がまだ十分とは言えないため、東京都におかれましては、周知広報と相談体制の強化について引き続きのご支援をお願いいたします。

また、当会では、所有者不明土地や空き家の予防や解消、または災害発生時の被災者への法的支援の対応については、各区市町村との継続した連携強化が必要と考え、各区市町村との間で相続登記、空き家対策等に関する協定と災害時における被災者等相談の実施に関する協定の締結を推進しているところですが、こちらにつきましても、東京都から各区市町村への情報提供等の支援をお願いいたします。

3点目は、おひとりさま高齢者の支援における司法書士の活用についてです。

近年、いわゆるおひとりさまと呼ばれる単身高齢者や身寄りのいない方の増加により、財産管理や医療、介護の意思決定、さらには死後の事務など、人生の終末期における法的支援のニーズが高まっています。司法書士は、成年後見制度に加え、任意後見契約や民事信託、死後事務委任契約、各種財産管理制度の活用などを通じて、本人の意思を尊重した法的支援を行うことができます。

東京都におかれましては、こうしたおひとりさまの法的支援の取組を推進し、司法書士を地域の支援資源として積極的に位置づけていただくよう要望いたします。

4点目は、成年後見利用促進に関して、地域連携ネットワークの構築や推進に向けて成

年後見の実務に精通した司法書士をぜひ活用していただくために、東京都における予算確保や区市町村に対する東京都の支援等を要望いたします。

最後の5点目は、入札制度における所有者不明土地や空き家の登記名義人の相続調査の案件につきましては、価格と技術力等の価格以外の要素を総合的に評価し、価格と品質を兼ね備えた落札者を決定する総合評価方式を積極的に導入していただくことを要望いたします。

ご説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから、2番目にありました相続登記の申請義務化に関してであります。

都民生活に与える影響が多いことから、都におきましては、法務省、また区市町村と共に、都民への周知広報に取り組んで、大竹会長と一緒にこの件、法務大臣とも一緒に進めました。広報東京都に記事の掲載をするなど、情報の提供を行っております。また、現在、不動産取引に係ります特別相談窓口におきましても、皆様、司法書士による相談日を設けまして、不動産登記に関する相談にも対応いたしているところでございます。今後とも区市町村と連携するとともに、皆様方団体をはじめとする関係の協力も得ながら、引き続き周知に努めてまいります。

その他ご要望につきましては、担当の局からお伝えをいたします。

○司会 それでは、高野デジタルサービス局長からお願ひします。

○デジタルサービス局長 デジタルサービス局長の高野でございます。よろしくお願ひいたします。

郵送申請時のキャッシュレス化につきましてですが、区市町村の最高情報責任者が出席いたします会議などにおきまして、その有用性を周知するとともに、ノウハウ共有等を行う研修会を区市町村の職員を対象として実施しているところでございます。また、多くの区市町村が導入しておりますクラウドサービスを活用した仕組みを整備いたしまして、G o v T e c h 東京との連携の下、都内の区市町村での導入を促しているところでございます。引き続き自治体の負担に配慮しながら、導入に向けて、区市町村の取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○司会 それでは、高崎福祉局長からもお願ひします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、おひとりさま高齢者の関係でございます。

都は、単身高齢者、いわゆるおひとりさま高齢者でございますが、この方が元気なうちに将来の準備ができますよう、司法書士等による終活支援の相談窓口を設置する区市町村を支援しております。また、区市町村の地域包括支援センターでございますが、高齢者のニーズに即したサービスや関係機関につないでおりまして、都はこうした取組の支援をし

ております。引き続き司法書士等の専門職のご協力も得ながら、おひとりさま高齢者の相談体制の整備などを推進してまいります。

次に、成年後見制度の利用促進に関する関係でございますけども、都は成年後見制度の利用促進に向けて、区市町村の取組を支援しまして、司法書士会等の皆様をはじめとしました専門職団体と連携した地域のネットワークづくり、計画の策定、後見人の受任者調整、サポートなどを進めるほか、専門職団体と区市町村との連携を深めるため、様々な会議で情報提供を行っております。成年後見制度のさらなる利用促進に向けて、専門職団体との連携が必要でございます。引き続きご協力をお願いいたします。

○財務局長 そして、5番目の入札制度に関しては、私のほうからお話を申し上げます。改めまして、財務局長の山下でございます。どうぞよろしくお願ひします。

地方公共団体の契約は価格競争が原則ではございますけれども、東京都におきましては、品質の確保、あるいは向上が期待される仕事については、今お話しの総合評価方式を積極的に活用することとしてございます。そして、価格競争で入札をしていく案件におきましても、必要に応じて、業務の遂行に必要な資格ですとか、あるいは経験などをその業務の従事者の要件に設定するというような形をしておりまして、履行の品質の確保に努めているところでございます。そういう個別の事情もございますので、引き続き都庁の各局においてこの総合評価方式の適用案件を適切に選定をして、発注をしてまいりたいというふうに思っております。

○司会 以上5点のご要望につきましてご説明をさせていただきました。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(東京司法書士会 退室)

○司会 続きまして、東京都宅地建物取引業協会の皆様でいらっしゃいます。

(公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 桑原会長をはじめとする宅建業協会の皆様方にお越し頂いております。魅力ある住環境の創出、また地域社会の発展に向けて、公正で、また自由な宅地、建物取引の維持、都民からの相談対応など、多岐にわたる取組にご尽力いただいております。

不動産、今いろんな動きがあると聞いております。現場の皆様方から直近の話、またご意見、ご要望など伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願ひいたします

す。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（桑原会長） 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会の会長をしております桑原でございます。

小池都知事並びに御都におかれましては、日頃より不動産取引の活性化等のために住宅関連の施策や予算の実施により、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中、予算要望の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

さて、今回は、地域の特色などに合わせた空き家対策の促進、民間賃貸住宅における家賃など負担軽減に資する対策などの推進、宅建業の免許申請などにおけるデジタル化の促進に向けた支援・取組の合わせて3点について要望させていただきます。

特に空き家に関しましては、東京都が設置している空き家ワンストップ相談窓口において、相続などで所有した地方の実家の空き家の問題解決などに関わる相談が多く寄せられているとのことで、当協会としては、それに対する的確な対応や貢献も重要と認識しております。

御都におかれましては、当協会と緊密に連携をして、都内の空き家利活用を一層促進するとともに、都内居住者が所有する地方の空き家の解消などにもつながる効果的な対策の検討をお願い申し上げます。

それでは、要望書3点の詳細な内容につきましては、三ッ石副会長兼専務理事より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（三ッ石副会長兼専務理事） よろしくお願いいたします。

今、会長からも触れておりますけれども、1番、地域の特色等に合わせた効果的な空き家対策の推進ということで、令和5年住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家は約900万戸、うち東京都内は90万戸となっております。市場流通が可能な空き家が多く占める一方で、相続問題が未解決のもの、老朽化、不便な立地などにより活用が困難な空き家も一定存在しております。また、家財などの残置物が放置されたままで、売却や賃貸等の活用につながらないケース、近年の除却費用の高騰により、金銭的な負担から解体が進まないケースも見られます。

つきましては、御都におかれまして、引き続き区市町村と連携し、民間事業者等による空き家の地域資源としての活用を支援することにより、地域の特色に応じた取組を一層促進するとともに、積極的に普及啓発を努めていただきたいと考えております。あわせて、家財整理や解体に対する財政的支援の充実についてもぜひご検討をお願いしたいと思います。

また、地方に所在する実家が空き家となり、対応に苦慮する都民も増えております。東京都空き家ワンストップ相談窓口においても、相続した実家の売却や活用方法に関する相談が多数寄せられております。地方の実家の処分、活用については、現地の自治体や不動産業者が直接関与することが望ましいものの、都内に居住する所有者と空き家所在地の自

治体、事業者とつなぐ橋渡し役としての取組も重要であります。

御都におかれましては、当協会と緊密に連携し、都内の空き家対策に加え、都民が所有する地方の空き家問題の解決にもつながる効果的な取組をお願いしたいと思います。

## 2番、民間賃貸住宅における家賃負担の軽減に対する推進について

民間企業の調査によれば、本年5月の東京23区における賃貸マンション・アパートの平均家賃は、前年同月と比較して上昇しており、引き続き上昇傾向になっております。東京都下においても、価格差はあるものの、同様の傾向が見受けられます。特に東京23区のファミリー世帯向け賃貸住宅の平均家賃は20万を上回っており、隣接県との家賃格差が拡大していることから、子育て世帯の都外転出を加速させる一因となっております。

御都は本年度、官民連携ファンドを創設し、子育て世帯等が手軽な価格で居住できるアフォーダブル住宅の供給推進を行われております。これは新たな住宅政策のモデルとして位置づけられており、その成果が大きく期待されております。

一方で、住宅費の高騰で、高齢者、障害者、生活保護世帯など、住宅確保に特別な配慮を要する方々が住み慣れた環境や地域コミュニティーの中で暮らし続けられるよう、住宅セーフティネットとしての機能の充実がさらに求められております。御都では、既存の民間賃貸住宅を活用した東京ささエール住宅の取組を推進しておりますが、供給戸数は限定的であり、要配慮者の住宅ニーズにも十分応えられていないのが実情です。

つきましては、御都におかれましては、ささエール住宅において、家賃低廉化補助を実施する自治体の拡大をはじめとする支援の充実や借主に対する家賃補助制度の新設など、民間賃貸住宅における家賃等負担の軽減に対する具体的な対策を講じられたいと考えております。

加えて、住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、新たに創設される居住サポート住宅についても、区市町村と緊密に連携し、住宅セーフティネットの柱として位置づけていただきたいと思います。

## 3番、宅建業の免許申請等におけるデジタル化の推進に向けた支援・取組について。

宅地建物取引業における国土交通大臣及び都知事免許の申請並びに宅地建物取引士の申請等は、宅建業者や従事する者にとって重要な手続であります。これらの手続のデジタル化については、国が開発した手続業務一貫処理システムにより、令和6年5月から大臣免許での運用が開始され、令和7年1月から都知事免許、同年3月からは、宅地建物取引士の登録等においてオンライン申請の受付が開始されました。

しかしながら、オンライン申請等の利用が十分活用されているとは言い難い状況にあります。その要因として、申請手数料の電子納付機能が未実装であることが挙げられます。現状では、手数料を直接窓口で納付するか現金書留で郵送する必要があり、大きな負担となっております。利用者の意見を積極的に取り入れながら、安全でより使いやすいシステムとなるよう不断の見直しを進めることが重要であると思われております。

つきましては、電子納付機能を早期にシステム追加することと、並びに現行の課題を踏

またシステム改修を行うよう、国に対しても強力に働きかけをお願いしたいと思います。あわせて、都独自の利用促進に向けた普及啓発にも一層のご尽力をお願いいたします。

令和7年5月に改正マイナンバー法が成立し、利用対象事務に宅建業の免許が追加され、さらに宅地建物取引士も対象に加えられることになりました。これらの事務におけるマイナンバーカードの活用方法や国による制度設計、情報連携の仕組みづくりは今後具体化が進む見込みです。御都におかれましては、国の動向を注視しつつ、当協会とも緊密に連携して必要な要望活動を行うなど、デジタル化の推進に向けた取組を一層推進されるようお願いいたします。

以上3点でございます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから、冒頭にありました空き家対策です。これについてお話しします。

都内の空き家は、ちょっと工夫するだけでも魅力的な地域資源に生まれ変わる可能性を秘めたものも多数ございます。都は、空き家を地域の課題解決、また活力の向上などに活用する民間事業者の創意工夫、この創意工夫を凝らした取組に対しての支援を行っております。また、ワンストップ相談窓口によります空き家の所有者からの相談への対応、それから、お話にもありました家財整理などの支援を通じまして、空き家の流通、活用の促進、これにも取り組んでおります。今後とも地域に密着された不動産流通に尽力されておられる皆様方と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

その他のご要望については、担当の局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 山崎住宅政策本部長、お願いいいたします。

○住宅政策本部長 住宅政策本部長の山崎でございます。よろしくお願いいいたします。私から、その他のご要望について回答させていただきます。

まず、要望事項の2つ目です。家賃負担の軽減に資する対策についてでございます。

都は、東京ささエール住宅の供給促進に向けまして、都独自に貸主などへの補助を行うとともに、家賃低廉化補助の実施を区市町村に働きかけてきているところでございます。また、居住サポート住宅につきましても同様に、改修費補助や家賃低廉化補助などを行う区市町村への財政支援を行うこととしております。現場の実態を熟知しております貴協会に加えまして、地元自治体や各居住支援協議会とも連携を図りながら、引き続き都民の居住安定確保に取り組んでまいります。

続きまして、要望事項の3でございます。手続のデジタル化の促進についてでございます。

宅建業免許申請等につきましては、皆様のご要望をお聞きしながら、都におきましてもデジタル化を進め、今年の1月から受付を開始することができました。引き続き申請手数料の電子納付機能の実装やマイナンバーの活用など、システムが使い勝手のよいものとな

るよう国と連携しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○司会 3点のご要望につきまして、今お話をさせていただきました。いずれにしましても、これから来年度の予算編成が本格化いたしますので、ご要望につきましては、具体的にこの中で検討、精査をさせていただきますとともに、国への働きかけも進めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解を賜ればというふうに思います。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 退室)

○司会 続きまして、東京都手をつなぐ育成会、東京都手をつなぐ親の会の皆様でいらっしゃいます。

(社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 東京都手をつなぐ育成会の皆様方にお越し頂いております。日頃より東京都の施策に対しましてのご協力、ご理解賜っておりますこと、感謝申し上げます。

障害のある方とそのご家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの提供、また、障害に対する理解を深めるための啓発活動など、様々な取組にご尽力いただいております。

今日は、現場の実態につきまして、皆様方のご意見、ご理解、ご要望を直接お伺いできればと、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、早速です、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（立原理事長） 日頃より東京都の皆様には当会の活動につきましてご理解、ご協力をいただきまして、また、本日は貴重な機会とお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、1月には新年会に、また先日は、全国手をつなぐ育成会連合会の東京大会に小池知事自らお越しいただきました。会員一同、大変感謝しております。至らない点も多々あったかと存じますが、何とぞご容赦いただきまして、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

申し遅れましたが、私、本日説明をさせていただきます東京都手をつなぐ育成会理事長で親の会会長の立原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、当会からの7つの要望のうち、特に重点的にお願いしたい4項目について

ご説明をいたします。

まず、要望書の1、グループホームの家賃助成についてです。

ここ数年の物価高騰により、グループホームで暮らす知的障害のある人たちの生活がますます厳しくなっています。多くの知的障害者は、2級の障害基礎年金と自治体の福祉手当、就労継続支援B型の作業所の工賃が主な収入ですが、工賃以外は増える見込みがなく、その工賃も物価高騰に追いつくほどの増額が厳しい中、物価はどんどん高くなっているので支出が増えるばかりです。さらに、都内では家賃も年々高くなっています。

東京都におかれましては、昨年度、家賃助成算定基準の収入に工賃は含めないと見解を示されたところですが、全ての区市町村で同じ対応がなされるよう、さらなる周知とともに、家賃助成制度の拡充をお願いいたします。

次に、2、障害が重度の人が利用できるグループホーム増設の方策についてです。

私たちは、重い障害がある人も住み慣れた地域で暮らし続けられることを願っていますが、都内には、重度の知的障害や行動障害のある人を受け入れができるグループホームが圧倒的に不足しています。親に何かあったときには、地方の入所施設やグループホームに行かざるを得ないケースがいまだに多いのが現状です。重度の人を受け入れられるグループホームを建設できる広さの都有地の提供等で居住の場の確保をお願いいたします。

また、今年度、都の新規事業として、強度行動障害対応力向上研修が始まったことは大変ありがたく受け止めています。施設や地域において中核的に活躍できる人材が増えることに大変期待しておりますが、受講者の人数ありきではなく、丁寧な研修とともにアフターフォローも必須と思われます。今回、東京都での研修は、全国に先駆けての実施であることからも、適切な受講者数による研修効果担保という点にも視点を置いていただきまして、全国のモデルとなるような形になることを望んでおります。支援者が着実にステップアップし、都内各地域において、強度行動障害のある人たちへの支援体制が確実に構築され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、研修体制のさらなる拡充をお願いいたします。

次に、3、愛の手帳3度、4度の人に対する医療費の助成についてです。

愛の手帳1度、2度の人たちは、東京都の心身障害者医療費助成制度で医療費助成を受けていて大変助かっていますが、3度、4度の人たちは、健常者と同じ3割負担です。知的障害者は収入の少ない人が多く、一般の人と同じ3割負担では負担が大き過ぎるので、収入の少ない愛の手帳3・4度の人には、負担割合の低減や自己負担金上限の設定など、新たな軽減措置をご検討いただけするとありがたく思います。

最後に、6、教員の専門性向上に向けた取組についてです。

地域におけるインクルーシブ教育推進のためには、特別支援学校だけでなく、どの学校現場においても一人一人の子供がその子にとって必要な教育を受けられる特別支援教育のさらなる充実が必要です。全ての教員が特別支援教育に対応できるよう、専門性の向上を進めてください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私は、まず、グループホーム増設に関連したご要望について、一言申し上げたいと思います。

都は、区市町村と連携しながら、都有地の活用も含めて、グループホームの整備を推進してまいりました。また、強度の行動障害の方を含めて、重度障害者の受入れを取り組むグループホームを支援するほか、今年度からは、お話の強度行動障害に対応できる中核的な人材の養成を開始をいたしたところでございます。引き続き強度行動障害の方を含めて、重度障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な支援を行っていく考えでございます。

その他ご要望については、担当の局のほうからお伝えをいたします。

○司会 高崎福祉局長、お願ひいたします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうから、2点お話しさせてください。

まず、グループホーム家賃助成等の改善についてでございます。

都は、国に対して所得の確保に係る施策の在り方について検討を進め、必要な措置を取ることを提案要求しております。また、都では、国の家賃補助制度に上乗せして家賃を助成する区市町村を包括補助等で支援しております。今後も障害のある方が地域で安心して暮らしていくよう取り組んでまいります。

次に、医療費の新たな軽減措置の関係でございますが、心身障害者医療費助成制度につきましては、重度の心身障害者の医療の困難性とその経済的な負担の大きさに着目して公費助成を行っておりまして、対象は、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者の方としております。今後も制度の対象となる方々に必要な医療費の助成を行ってまいります。

○司会 それでは、教育庁の岩野次長からもお願ひします。

○教育庁次長 教育庁次長の岩野でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、教員の専門性向上に向けたさらなる取組、ご説明させていただきます。

特別な支援が必要な児童等が通常の学級で学ぶ場合、区市町村において、そのサポートを行う人材の配置を進める取組を後押ししているところでございます。また、教員の特別支援教育に対する専門性の向上を図るため、引き続き異校種期限付異動や短期人事交流の活用を進めてまいります。さらに、教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮し、きめ細かな対応を行ってまいります。

特別な支援を必要とする児童生徒への指導や対応等の専門性を向上できるよう、教員の力を高める研修の充実などに努めてまいります。

○司会 今、理事長からお話しのあった4点についてコメントさせていただきましたが、ご要望、その他もいただいておりますので、全体として、これから来年度の予算編成が本

格化してまいりますので、その中で具体的に検討、精査、あるいは国に働きかける点であれば、そうした形で東京都から国へ働きかけてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解を賜ればと思います。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 退室）

○司会 続きまして、東京都肢体不自由児者父母の会連合会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきますので、お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 東京都肢体不自由児者父母の会連合会の皆様方にお越し頂いております。日頃より都政に対しましてのご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げたいと思います。

共生社会の実現に向けた啓発活動や、また、障害のある方が安心して暮らせる地域環境づくりに長年にわたってご尽力いただいております。

現場の実態に精通される皆様方から今日はご意見、ご要望なども伺いたいと思いますので、どうぞ、短い時間ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会（池邊会長） 東京都におかれましては、日頃より肢体不自由児者及び当連合会に対しまして、ご理解、ご支援を賜り、感謝申し上げます。

また、先日は、当会の研修大会の講師に福祉障害者施策推進部の方を派遣していただきました。重ねて御礼申し上げます。

障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて様々な施策を推進していただき、障害児を取り巻く環境は整備されてまいりました。しかしながら、障害福祉サービス並びに医療現場における人材の不足が肢体不自由児者と家族の日々の生活に大きな影響を及ぼしております。人材の確保・育成とともに、さらなる処遇改善に力を入れ、人材の定着を図っていただきたいと思っております。障害がある人もない人も全ての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望項目についてご説明させていただきます。

1つ目、都立療育センターについてでございます。

①医師・看護師の確保と定着について。府中療育センターや東部療育センターの短期入所で、医師や看護師の確保が困難との理由で、短期入所の受入れが制限されている状況が続いております。都立療育センターの短期入所が一日でも早く制限なく利用できるよう、医師及び看護師の確保をお願いいたします。

短期入所は、在宅で生活する障害児者及び家族にとって欠かせない障害福祉サービスの一つです。しかしながら、医療的ケアがある重症心身障害児者が利用できる地域の福祉型短期入所は限られており、都立療育センターの医療型短期入所しか利用できない人も多く、その利用が制限されるということは、家族の負担の増大と直結いたします。現在、影響を受けているのは主に短期入所ですが、療育センターのほかの機能を維持するためにも、医師・看護師の確保が欠かせません。既に対策を講じてくださっておりますが、一層の施策を講じ、都立療育センターの医師・看護師及び専門職の確保に努めてください。

②成人医療移行外来の設置についてです。都立療育センターに18歳以上での成人医療移行外来を設置し、情報提供、連携などを円滑に進め、医療的ケア者を含む重症心身障害者が切れ目のない医療を受けられるよう、丁寧な地域医療への移行を進めてください。

成人期において、成人を専門に診療する医療機関の受診の必要性は理解しておりますが、主に療育センターを受診してきた重症心身障害者の診療に慣れた医師や対応できる看護師は地域の中には少なく、地域の医療機関への移行はスムーズにいっておりません。特に在宅で暮らす成人の重症心身障害者では、急な体調不良の際の入院先を探すことが大変困難です。都立病院で積極的に成人の重症心身障害者の入院の受入れを行うとともに、地域の民間病院でも入院が容易になるよう、成人医療移行外来を都立療育センターに設置し、確実に入院できる病院が見つかるまで移行の相談に対応してください。

2つ目、福祉人材の確保についてです。

福祉に携わる仕事をする人全体の処遇改善のための施策を一層進めてください。とりわけ、夜勤が必要な仕事を行う人に対し、直接的な補助が受けられるような施策を講じ、人材確保の取組が進むよう支援をお願いいたします。

東京都では、福祉人材の確保・定着のために様々な施策を行っていただいておりますが、現状では人材は不足しており、利用したくても十分なサービスが受けられない状態が続いております。夜勤のできる介護職員が少ないために、利用者が週末、家庭に帰らざるを得ない状況のグループホームもあり、障害児者を介護する家族の高齢化が進み、介護力が低下する家庭にとって大きな負担となっています。短期入所でも、人手不足のために全てのベッドが利用できない事業所もあります。また、夜勤を必要とする障害者グループホームや短期入所などの新規開設は、要望が多いにもかかわらず、なかなか進みません。福祉の仕事のやりがいや魅力だけでなく、収入面においても、ほかの産業に見劣りのしない報酬を可能とし、多くの人材に福祉の仕事に参入してもらえるよう、東京都としてのご支援をお願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私は、2番目の福祉人材の確保という点からの話をさせていただきます。

都は、事業者が福祉人材の確保・育成・定着を図って事業の運営を安定的に行うことができるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること、まず、国に提案をいたしていけるところでございます。また、昨年度からは、福祉介護職員に対しまして、居住支援特別手当の支給を行う事業者を支援をするなど、独自の処遇改善も進めておりまして、福祉人材の確保に向けて、引き続き取り組んでいく考えでございます。

その他のご要望につきましては、担当の局のほうからお伝えをさせていただきます。

○司会 高崎福祉局長、お願ひいたします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。よろしくお願ひいたします。私から、都立養育センターの関係についてお話しさせてください。

都立養育センターは、特に緊急度の高い利用者を中心に、短期入所について受け入れを行っているところでございます。医師の確保に向けては、年間を通じた常勤医師の採用や宿舎の借り上げなども行っております。また、本年9月、ポータルサイトを開設いたしまして、看護師の確保にも取り組んでいるところです。

小児科から成人医療の移行に当たりましては、各都立養育センターの主治医がご家族の意向を踏まえまして、地域の医療機関と連携して、継続的に医療が受けられるよう取り組んでおります。

○司会 会長からお話のありました重点項目について、今お話をさせていただきましたが、いずれにいたしましても、これから来年度の予算編成が本格化してまいります。この中でご要望について具体的に検討、そして精査、あるいは国への働きかけを進めてまいりたいというふうに考えてございますので、引き続きのご理解を賜ればと思います。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会 退室)

○司会 続きまして、東京養育家庭の会の皆様でいらっしゃいます。

(特定非営利活動法人東京養育家庭の会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 東京養育家庭の会の能登理事長をはじめとする皆様方にお越し頂いております。日頃より東京都の施策に対しまして、ご理解、ご協力いただいております。感謝申し上げます。

皆様には、都の里親制度の一つであります養育家庭制度において、よりよい養育の実践、また、地域社会での理解の促進など、子供たちが健やかに安心して成長できます環境づくりにご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

本日は、現場の実態に精通される皆様のご意見、ご要望を直接お伺いできればと思います。限られた時間ではございますが、よろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、よろしくお願ひします。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会（能登理事長） 本日は、私たち養育家庭の要望をお聞きいただきたい、ありがとうございます。

一応3点について要望をさせていただきたいと思っております。子供の委託を推進するためにということと、あと高校生の委託費について、あと来年の7月に関東ブロックの大会が東京で行われますので、それについてのお願いと、3点になります。

私のほうからは、委託推進に向けてということでお話をさせていただきます。

東京都におかれましては、この間、里親登録証の作成ですとか、登録更新の5年更新にご尽力をしていただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

昨年度、東京都は新たな社会的養育推進計画を策定しました。計画では、子供たちが家庭と同様の環境の中で育つことを推進して、パーマネンシーの保障等も行っていくということになっております。国のはうが、今年度、里親支援専門相談員の増員をしないことにしました。里親支援専門相談員を、施設の状況によって、どういうふうにしてもいいというような形になりました。施設のはうは、今なかなか職員の方が集まらないという状況がありますので、里親支援専門相談員を施設の中に取り込んでしまうというような状況が生まれてまして、里親支援専門相談員が減っているという状況があります。

里親支援専門相談員というのは、施設の中から里親に適した子供たちを推薦してくださったりとか、委託になった子供たちの支援をしてくださるというようなことで、特にやっぱり里子に来る子供たちと施設で育つ子供たちは同じ環境の中で育ってきていることもありますので、里親にとっても非常に親身なご支援をしてくださるということで、里親のほうも非常にありがたい存在だと思っているところです。

里親支援専門相談員は、そういうようなところで重要なことですので、今後、全施設に里親支援専門相談員を置いていただくような配置をしていただけたらというふうに思っております。里親や委託児を支援する体制を一層東京都として充実していただけるようお願いを申し上げます。

あと、高校生の委託についてはお話しします。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会 私からは、高校生の委託費についてご説明します。

近年、高校生の委託が増加しています。今年度から特別育成費の使用が緩和されまして、これまで学校に関わる費用のみが対象だったんですが、今年度より、スマートフォンの本体代や使用料等にも活用できるようになります。大変大いに感謝しております。

一方、一般生活費については、乳幼児から高校生まで同額となっております。特に食費は日常の費用に加えて、小・中学生にある給食がなく、毎日お弁当が必要となりますので、かなり食費のほうが高校生は必要になるという現状があります。また、その費用に加え、日常生活に係る諸経費や衣類代もかさみますので、一般生活費の年齢に応じた支弁をぜひお願いしたいと思います。

それから、物価高騰の折、都立高校であっても、見学旅行費が不足しています。特に、委託児童の特性から、やむを得ず私立高校や通信制高校と、あとフリースクールに通学するケースが増加しておりますので、そちらの学校では、修学旅行に海外を選ぶところが多く見られますので、多額の不足が見られます。つきましては、見学旅行費を実費精算とさせてください。以上です。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会 私から、令和8年関東甲信越静里親協議会東京研修大会についてお話ししさせていただきます。

来年、令和8年7月12日に、特定非営利活動法人東京養育家庭の会が主催いたします関東甲信越静里親協議会東京研修大会が開催されます。

小池知事におかれましては、これまでにも養育家庭への視察も行っていただき、予算や制度の面でも多くの力を注いでいただいております。委託児の健やかな成長と自立に向けた支援の方向を大きく前進させていただきました。里親子共々感謝申し上げております。

来年度の関東甲信越静里親協議会東京研修大会では、今後の里親への委託推進や自立支援の方向等を学び合う機会になるものです。東京都へは、財政的にも、人的にもご支援いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから一言申し上げます。

子供たちが生まれ育った環境に左右されないで健やかに育ち、自立できる環境を整備することは重要でございます。

都は、社会的養育推進計画に基づいて、里親等への委託を推進し、家庭における養育が困難な場合でも、家庭と同様の環境で養育できるように取り組んでまいりました。現在、児童福祉審議会の専門部会におきまして、さらなる里親等委託の推進について議論をしているところであります。そして、里親支援体制の充実に向けて、引き続き検討を進めています。

そのほかご要望については、担当の局のほうから回答をさせていただきます。

○司会 それでは、高崎福祉局長、お願いいいたします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。よろしくお願いいいたします。私のほうから、2点お話ししさせていただきたいと思います。

まず、来年度開催予定の関東甲信越静里親協議会の研修大会についてでございますが、多くの方が参加され、里親同士の関係を深め、経験や悩みを共有する機会となるなど、里

親制度の一層の発展に向けた大会となるよう、都としても、養育家庭の会の取組について協力してまいりたいと思います。

次に、養育委託費の関係でございます。

里親の児童の養育に当たりまして、都は、国が定める措置費に加えまして、一般生活費の上乗せや生活指導訓練費の加算、物価高騰対策など、独自の支援を実施しております。また、高校生の十分な学習機会を確保するため、学習塾代の上乗せや大学等への入学支度金への支援も実施しているところでございます。今後も委託児童が安心して生活できますよう必要な支援をしてまいります。

○司会 特にお話しのあった点について、今、東京都としてお答えをさせていただきましたが、ご要望については、その他も頂戴しておりますので、あわせて、今後、来年度の予算編成が本格化してまいりますので、このプロセスの中で具体的に検討をし、場合によつては国に働きかけをしていかなければいけない点については、そういう形で取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜ればと思いますが、よろしくございますでしょうか。ありがとうございます。

○特定非営利活動法人東京養育家庭の会 よろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(特定非営利活動法人東京養育家庭の会 退室)

○司会 続きまして、東京都学童保育協会の皆様でいらっしゃいます。

(東京都学童保育協会 入室)

○司会 ありがとうございます。係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 坂井会長をはじめとする東京都学童保育協会の皆様方には、日頃より都政に対しましてのご理解、ご協力を賜っております。

学童保育は、子育て支援の中でも大変注目されている分野でございます。子供たちが豊かな時間を過ごし、保護者が安心して預けられる、そんな場となりますように、保育の質の向上、また事業者、自治体との連携強化などにご尽力いただいております。感謝申し上げます。

本日、現場の実態に精通する皆様方からご意見、ご要望を伺わせていただこうと思います。限られた時間ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせください。お願いします。

○東京都学童保育協会（坂井会長） 東京都学童保育協会の坂井でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

ついにこの2025年4月から東京都認証学童制度がスタートいたしました。この実現に向けてご尽力いただきました東京都様には、改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

この制度が開始されまして、常勤職員の増加、子供の意見を運営に反映する自由な活動の推奨など、学童保育の質の向上において、実のある、非常に意義のある制度と我々感じております。改めて感謝申し上げます。

制度導入以降、現場では、支援員の意識の向上や子供たちの主体的な活動の広がりなど、よい変化が生まれており、子供たちにとって、よりよい、安心で豊かな放課後の時間が実現しつつあります。今、小学校低学年、1年生、2年生、小学校で過ごす時間は1,200時間です。学童で過ごす時間は年間1,600時間でございます。これは、夏休み、冬休み、春休み、1日育成でございますので、小学校よりも400時間、実は多いという実態でございます。

ただ、一方で、この職員の給与が年間平均360万でございます。教員の平均給与は年収650万でございまして、大変大きな乖離があると我々感じております。その乖離がある中で、職員を集めることに非常に我々、大変な苦労しておりますので、ぜひそこを苦労しないための政策、これをこれからご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東京都学童保育協会 では、私のほうから、団体としては3点、要望書から絞ってご説明してまいります。

全体的な要望の2です。公設民営学童における補助金の使途の明確化と現場への確実な還元についてでございます。

一部自治体では、補助金は自治体で使用するため、事業者に還元しないという運用が見られております。これでは現場の質の向上に資することができませんので、ぜひ自治体のご指導、助言を強化していただきたいと考えます。

この背景としましては、制度導入により自治体の財政負担が増えるということがございます。自治体はそれぞれ、これまで独自の補助金を出していったということを理由としまして、結果としてそこを削減する、運営現場に補助金が実質的には回らないという現象が起きております。これまで学童保育の現場は国の基準ですね、40人の支援の単位に対して職員2名という契約配置でありますが、実際には、先ほど会長からご説明ありましたように、朝から開けなければならない。最近ですと、インフルエンザがはやっていれば休校になります。台風が来たらまた休校になります。突然そのために準備をして、我々、朝から開けなければならなくなります。土曜日も運営しております。そうしますと、週5運営ではなくて、週6運営しなければいけない。ですので、実質的に国の基準の常勤人数では足りていませんんですね。ということで、持ち出しも含めて、実際には運営しておりました。実際3名で配置できている時間帯があるということで、区としては、これで申請したいと。ただし、運営費は増えませんよという話になっていると。このままだと、今度はこのせつかくすばらしい制度が最低基準に底上げされますので、運営者としては、欠員が出ないよ

うに、さらに余剰を持つ必要があるということがございます。

ぜひ、不足している基礎部分、自治体の財政負担に配慮した補助金政策への改善、そして、自治体の事業者への運営費に還元するようご指導をいただきたいと存じます。以上です。

○東京都学童保育協会 続いて、私から、全体的要望の3番のところでございます。放課後児童支援員の研修体制及び研修費補助について、お願いでございます。

私たち放課後児童支援員の質の向上、これをしっかりと目指していくために研修制度補助をお願いしたいところでありますけれども、先ほど会長からありましたとおり、私どものまず根本の仕事をする上での処遇が非常に低いものでございます。平均360万円というお話をましたが、一般の正規職員、この仕事を始める上では、大体正規職員で280万から300万円程度でスタートする方がほとんどでございます。そうすると、施設長に昇格をした瞬間では、実は保育士、保育園の新卒で2年目の方に給与抜かれる可能性があるぐらいの水準で今就労しているというところも実態でございます。こういった質の向上に取り組みたいところでありますが、根本の給与、年収ベースが低いままだと、まず質の向上を目指したいと思う人材の確保が非常に難しくございます。まず、処遇のほうも同時に改善しなければいけないところでございます。

その上で、研修に対する補助をお願いしたいところでございますが、この放課後児童支援員の資格というものが、大学や専門学校で学べない資格、取得ができない資格になってございます。そのため、新しい人材が確保できない、しにくい資格になってございまして、さらにこの放課後児童支援員の資格、受講する上で、座学研修のみで実習がないんですね。子供の命を預かる仕事であるにもかかわらず、実習制度がないというのが実態でございますので、こういった研修も各事業者が持ち出しで全て担っていると。そうすると、やはり午前中に研修を行うことがほとんどでございまして、午前中から、朝から仕事をしているというのが実態でございます。

質の向上のために、やはり待機児童対策もありますので、しっかりとこの研修制度、補助制度構築をお願いしたいと存じます。

○東京都学童保育協会 最後に、ちょっと2枚目のほうになりますが、民設民営学童に関する要望ということで1点、ご説明のほうをしあげます。

今回、認証学童制度がスタートし、1期目の申請で50施設が認証されましたが、その中に民設民営での施設もございました。私どもの法人では、その民設民営の施設をやらせていただいており、これにより、新しい補助制度を使って、ご利用者様の負担金額が安くなったことで、大変保護者の方に喜んでいただけているということと、また、お子さんの意見を反映した活動というものもかなり増やすことができたというところがございます。本当に子供たちと一緒にありがたい制度だったねということも話しますけれども、このような施設を今後増やしたいと考えた際に、現在、東京都内においては、かなり工事費等が高価になっておりまして、新しい場所を見つけて開設をするというところの費用がかなり

足りていないという状況がございます。

ですので、やはり子供たちをいろいろな場所でお預かりできる現状をつくるためにも、この施設に関する賃料補助ですとか、工事に関わる初期費用の支援というようなものをより強化していただきますと、喜んでいただける学童がより増やせるのではというふうに思っております。以上です。

○東京都学童保育協会（坂井会長） 私から、まとめとしまして、3つの要望、今回お伝えさせていただきました。私ども東京都学童協会としましては、この認証学童制度を日本全国に広めていきたい、また、これを日本の標準にしたいというふうに強く思っております。東京都の皆様と一緒に、より子供たちにとって安心で豊かな放課後や居場所をつくつてまいりたいと思っておりますので、ぜひ今回の要望につきましてご検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

当協会からは以上でございます。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 今やもう共働きが当たり前の現代でございます。必須のインフラとも言えます学童クラブ、この充実に向けた取組は重要と考えております。

都は、認証学童クラブの新設や、先ほどご要望あった件ですが、新設、増設などに係る整備費を区市町村に支援をするとともに、建物の賃借料につきましても、国の補助に上乗せして支援をしているところでございます。引き続き認証学童クラブの設置が進みますように取り組んでまいります。

その他のご要望につきましては、担当の局からお伝えをさせていただきます。

○司会 高崎福祉局長、お願いいいたします。

○福祉局長 福祉局長の高崎でございます。よろしくお願いいいたします。私のほうから、2点お話しさせていただきます。

まず、公設民営学童における補助金の関係でございます。

都は、認証学童クラブ事業を現在実施しています区市町村におきまして、国の補助とは別に、都が交付する認証学童クラブ事業の補助に見合った歳出予算が確保されているということを確認しております。引き続き都が定める認証学童クラブ事業の補助金が各区市町村の予算に反映されまして事業者に交付されますよう、執行状況の確認や指導を行ってまいります。

それから、次に、放課後児童支援員の研修の関係でございます。

認証学童クラブ事業では、運営主体が職員の資質向上のための研修計画を策定しまして、当該計画に基づき研修を実施することなどを義務づけるとともに、障害児の受け入れのための研修経費などの支援を実施しております。

あと、要望事項の中には支援員のお話が入っているんですが、みなしその配置につきましては、国がその配置を認めていることを改めて区市町村に周知しております。

さらに、都が行います放課後児童支援員認定資格研修につきましては、今後、研修開始時期の前倒しや研修修了書の早期交付に向けまして、対応を検討してまいります。

○司会 特にお話のあったご要望につきまして、今お話をさせていただきましたが、その他もご要望頂戴しております。ご要望につきましては、今後、来年度の予算編成が本格化してまいりますので、この中で具体的に検討、精査、あるいは区市町村への周知、国への働きかけなどを行ってまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きのご理解を賜ればと思います。

よろしうござりますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都学童保育協会　退室）

○司会 続きまして、東京都看護協会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都看護協会・一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会　入室）

○司会 係員がご案内させていただきます。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いします。

○小池知事 柳橋会長をはじめとする看護協会の皆様方にお越しいただいております。日頃より都政へのご理解、ご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

地域医療の重要な担い手であります看護職の確保や定着、また看護の質の向上など、医療体制の充実に向けてご尽力いただいております。

本日は、現場の実態に精通しておられる皆様方からご意見、ご要望を伺わせていただきたいと思っております。限られた時間ではございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望、ぜひともお聞かせください。お願いいたします。

○公益社団法人東京都看護協会(柳橋会長) 東京都看護協会の会長の柳橋でございます。日頃より東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会にご理解とご支援を賜り感謝いたしますとともに、小池知事におかれましては、このような機会をつくっていただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。

それでは、要望書をご覧いただきたいと思います。

今後、我が国では高齢者のさらなる増加により、医療、看護、介護の多様な複合ニーズの増加が見込まれる一方、その担い手の確保は深刻な課題となっております。住み慣れた地域でその人らしく暮らすことを支えるために、看護職にはさらなる専門性の発揮が期待をされております。そのため、令和7年度予算では、看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

本日は、3点に絞って説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。1点目の要望は、（1）専門性の高い看護職の活用についてでございます。②番、医療依存度の高い入所者を受け入れる施設に24時間看護師配置をするための支援と拡充です。特別養護老人ホームでは、夜間の看護配置はオンコール体制となっている施設が多い状況となっております。こうした施設におきまして、医療依存度の高い認知症高齢者の受け入れや、看取りへの対応をするために、24時間看護師配置に向けて強く要望をいたします。

続いて、3ページをご覧ください。2点目の要望でございます。（3）番、首都直下型地震など、自然災害や新興感染症に備えるための災害時看護支援活動に関する支援でございます。潜在看護師の活用について昨年要望をいたしましたところ、早速、都独自の制度創設に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。首都直下型地震など、有事の際に迅速に対応するためには、あらかじめ一人でも多くの人材を確保することが重要でございます。潜在看護師は国家資格を持ち、いざというときに活躍が期待される大きな可能性を秘めた方々ですが、病院などの施設を通じた周知は難しい状況にございます。そのため、対象者にきちんと情報が届くよう、ぜひ発信力のある東京都から積極的な情報発信をお願いいたします。

続きまして、3点目でございます。（2）番、看護職の人材確保等でございます。①番の看護学生や経験年数の浅い看護師に対する支援の充実でございます。5ページ目をご覧ください。人材確保に苦慮している多くの施設では、高額な紹介会社を利用したりしているんですけども、就職活動を始める看護学生の段階から、ナースプラザがより身近で感じられるような存在となることが必要でございます。また、就職から間もない看護師に対しても、職場に定着させる上できめ細やかな対応が行えるよう、看護学生を対象とする就職支援の拡充、メンタルサポートやキャリア相談への細やかな対応を目指したナースバンク事業の充実を要望いたします。また、看護補助者の確保・定着の促進では、看護補助者は資格を必要としない職種であり、業務内容があまり知られていないことから、ハローワークとの連携強化への支援をお願いいたします。東京都看護協会では、病院を訪問して現場の実情や課題を伺っているのですが、離職防止や定着促進についての要望が多く、多くの施設で共通をしています。そのため、協会独自の取組といたしまして、昨年度から新人を対象とした社会人基礎力養成研修を開始し、今年度は1,200名を超える方が受講されています。研修では、看護協会が一人一人の看護職を支える存在であることを伝え、看護協会とナースプラザが一体となって多くの看護職に頼られる存在となるようご協力をお願いいたします。

以上、本日は3点の要望を述べましたが、その他の事項につきましても積極的なご対応をお願いいたします。

現在、様々な現場で働く看護職には、厳しい状況が続いております。これから高齢社会を支える重要な役割を果たす看護職が魅力ある職業となるため、今後とも東京都のご支援をお願いいたしまして、要望は終わらせていただきます。以上でございます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 今、会長からのお話にもございましたように、高齢化の進展に伴って、医療ニーズの高い方の増加が見込まれる中で、高齢者の生活を医療と介護の両面で支えるということが重要でございます。

都は、国に対しまして、介護保険施設において医療的ケアを必要とする要介護者の受入れが進みますよう、介護報酬で適切に評価することを提案要求をいたしております。また、医療対応の強化に取り組みます特別養護老人ホームに対しましては独自の支援を行っておられます。今後も医療ニーズの高い高齢者が安心して暮らせる環境の整備に取り組んでまいり考えでございます。

それから、大規模の災害や、またパンデミックの発生時におきましては、看護活動に従事する多くの職員を迅速に確保するということが重要でございます。コロナのときも大変でございました。

都は、有事の際に対応可能な潜在看護師をあらかじめ確保するために、12月から新たに都独自の登録制度を開始する予定といたしております、もうすぐでございますが。現在、皆様方の協力をいただきながら、具体的な準備を進めているところでございます。制度の周知に当たりましては、都の広報媒体を活用するとともに、区市町村とも連携しまして、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

その他ご要望につきましては、担当局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 それでは、山田保健医療局長、お願いいいたします。

○保健医療局長 いつもお世話になっております。保健医療局長の山田でございます。私からは、3点目の看護職の人材育成・確保と定着について回答させていただきたいと思います。

東京都は、東京都看護協会に運営を委託しております東京都ナースプラザにおきまして、看護職、看護学生向けに就職相談、教育研修、そして普及啓発などの各事業を一緒に行わせていただいているところでございます。また、看護補助者の確保の取組につきましても、ナースバンク事業におきまして、今年度から無料職業紹介を開始したところでございます。また、ハローワークと連携して巡回相談を実施するとともに、ハローワークの来所者に向けたPR等を行っているところでございます。引き続きまして、看護協会の皆様のご協力を得ながら、看護職の確保と定着に向けた取組を行っていきたいと思います。引き続きよろしくお願いいいたします。

○司会 会長からお話をいただいた3点のご要望につきまして、今、東京都としてお答えさせていただきましたが、多岐にわたるご要望を頂戴しておりますので、今後、来年度の予算編成が本格化してまいります。この中で具体的に一つ一つ精査をし、検討をし、あるいは国への働きかけをしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

よろしゅうございますですか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(公益社団法人東京都看護協会・一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 退室)